

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険は保険税によって支えられています。

理由もなく保険税を滞納されますと、被保険者証に変えて有効期限の短い短期被保険者証や被保険者資格証明書が交付されます。

納期限をすぎますと督促状が送付されます。

保険証の有効期限が短くなります。

(「短期被保険者証」の発行)

「短期被保険者証」とは、保険税の滞納が1年未満の場合、国保から交付される有効期限の短い保険証で、期限切れごとに保険証の交付を国保の窓口で受けることになり、大変手数料がかかります。又、そのつど保険税の納付をお願いいたします。

1年以上滞納すると「資格証明書」が交付されます。

「短期被保険者証」が発行されても納付をせず、相談にも応じない等の場合、被保険者の資格はあることを証明するだけの「資格証明書」を発行します。

この、「資格証明書」では、医療機関にかかるとき医療費は10割全額自己負担となります。納付相談の際は、自己負担した医療費についても申請すれば、後日医療費の9割～7割の払い戻しが受けられます。

1年6ヶ月以上滞納すると国保の給付の全部又は一部が差し止められます。

療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費などの給付金が全部又は一部差し止められます。又、差し止められた給付額を保険税に充当させていただく相談もさせていただきます。

さらに滞納が続き、納付についての相談にも応じない場合は、差し押さえなどの処分を行う場合があります。

※災害、その他の特別な事情で保険税の納付が困難な場合は、保健課又は税務課へご相談ください。

お問い合わせ 鏡野町役場 保健課 国保係 ☎0868-54-2025
税務課 国保係 ☎0868-54-2985

平成19年度

電源立地地域対策交付金(岡山県水力発電施設周辺地域交付金)事業 完了のお知らせ

平成19年度の事業実施箇所は、下記のとおりです。

視線誘導標設置工事	町道下ノ郷線他7路線	(上齋原地内)
町道久田泉線法面改良工事	面積 602.7 m ²	(井坂地内)
農道築原線舗装工事	延長 160 m 幅員 2.5 m	(中谷地内)
消防積載車整備事業	消防小型動力ポンプ付積載車 1台	(布原地内)



視線誘導標設置工事



町道久田泉線法面改良工事



農道築原線舗装工事



消防積載車整備事業